

○和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付要綱

平成27年6月8日

告示第118号

改正 平成27年12月28日告示第251号

平成31年3月29日告示第72号

令和元年10月1日告示第203号

令和2年3月23日告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第30条の11第1項第2号の幼稚園をいう。以下同じ。）における良好な保育環境の確保と当該施設の安定した運営を図るため、予算の範囲内において和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、国、都道府県及び市町村以外の者で、市内に特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所又は幼稚園を設置し、当該特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所又は幼稚園において特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業又は教育を行うものとする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及び施設（以下「補助対象施設」という。）並びに補助金の基準額は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付申請書（様式第1号）に補助対象事業の実施計画書その他必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の5月末日までに行わなければならない。ただし、年度内に新たに設置された特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所又は幼稚園に係る交付申請は、当該施設の設置後30日以内に行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

（変更の承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容（軽微なものを除く。）に変更が生じたときは、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付申請事項変更承認申請書（様式第3号）に変更事項を証する書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付申請事項変更承認通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（中止の届出）

第8条 交付決定者は、補助対象事業の実施を中止したときは、速やかにその旨を和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金補助対象事業中止届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（補助金の請求）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内の日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金請求書（様式第6号）に補助対象事業の実績報告書その他必要な書類を添えて市長に補助金を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付額確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により当該請求をした者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、第6条の規定により補助金の交付を決定した補助対象事業の開始前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 前項の規定により概算払で補助金の交付を受けた者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内の日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金精算書（兼請求書）（様式第8号。以下「精算書」という。）に補助対象事業の実績報告書その他必要な書類を添えて市長に提出し、当該補助金を精算しなければならない。

4 市長は、精算書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、確定通知書により当該請求をした者に通知するものとする。この場合において、概算払により交付した補助金の額と確定した補助金の額とに過不足額があるときは、当該過不足額を調整するものとする。

（書類の整備）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支等についての書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 第8条の規定による届出をしたとき。

（2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（3） この告示に違反したとき。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(和光市民間保育所補助金交付要綱の廃止)

2 和光市民間保育所補助金交付要綱（平成15年告示第64号）は、廃止する。

(平成27年度における交付申請の特例)

3 平成27年度における第5条第2項の規定の適用については、同項中「5月末日まで」とあるのは「1月末日まで」とする。

附 則（平成27年告示第251号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年告示第72号）

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に行われる補助対象事業から適用し、同日前に行われた補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則（令和元年告示第203号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付要綱の規定は、公布日以後に行われる補助対象事業から適用し、同日前に行われた補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年告示第68号）

この告示は、公布の日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象施設	補助金の基準額（月額）
--------	--------	--------	-------------

建物賃借料補助事業	施設の賃借に要する経費	保育所	補助対象経費の額から公定価格賃借料加算額を減じた額に2分の1を乗じて得た額又は250,000円のいずれか少ない額	
保育士人材確保促進事業	保育士の人材育成、産休、病休、連携施設の代替保育士派遣その他保育士の確保に要する経費	保育所	次の各号に掲げる定員の区分に応じ、当該各号に掲げる保育士の数を限度に、保育士1人当たり、補助対象経費の額又は200,000円のいずれか少ない額 (1) 20名以上90人未満 1人 (2) 90人以上 2人	
	常勤保育士の雇用の促進に要する経費	保育所及び小規模保育事業所	常勤保育士1人当たり、補助対象経費の額又は10,000円のいずれか少ない額	
保育環境整備補助事業	保育教材及び器具、子どもの発育、健康維持、衛生管理、安全確保等、子どもの保育環境の充実を図る設備整備に要する経費	保育所	補助対象経費の額又は入所子どもの数に、次の各号に掲げる入所子どもの年齢の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額 (1) 0歳から2歳まで 3,000円 (2) 3歳以上 3,500円	
		小規模保育事業所及び事業所内保育事業所	補助対象経費の額又は0歳から2歳までの入所子どもの数に1,800円を乗じて得た額のいずれか少ない額	
低年齢児保育	1歳児担当保育士等の雇用事業	1歳児担当保育士等の雇用に要する経費	保育所	補助対象経費の額から当該1歳児担当保育士等の公定価格における人件費の額に相当する額を控除して得た額又は1歳児に該当する入所子どもの数に20,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額

促進事業	乳児 途中 入所 促進 事業	乳児担当保育士等の 雇用に要する経費	保育所	補助対象経費の額から当該乳児担当保育士等の公定価格における人件費の額に相当する額を控除して得た額又は未充足乳児数に80,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額
障害児保育事業		障害児保育担当保育士等の雇用に要する経費	保育所	障害児保育担当保育士等1人当たり、200,000円から公定価格の療育支援加算の額を減じて得た額又は補助対象経費の額のいずれか少ない額
			小規模保育事業所及び事業所内保育事業所	障害児保育担当保育士等1人当たり、200,000円から公定価格の障害児保育加算の額を減じて得た額又は補助対象経費の額のいずれか少ない額
アレルギー 一等対応 特別給食 提供事業		アレルギー等に対応した給食の提供に要する経費のうち、特別給食提供調理員の加配に要する経費	保育所	特別給食提供調理員1人当たり、補助対象経費の額又は50,000円のいずれか少ない額
			小規模保育事業所及び事業所内保育事業所	25,000円
保育体制 強化事業		保育支援者の雇用に要する経費	保育所	国が定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の別表に定める額
子ども・子育て支援事業		地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付を行う事業に要する経費	幼稚園	国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に定める額
			保育所、小規模保育事業所及び事業所内保	

	かり事業及び病児保育事業に要する経費	育事業所	
保育環境改善等事業	保育環境改善等事業の環境改善事業（安全対策事業）のうち、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所	国が定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める額

#### 備考

- 1 「公定価格」とは、特定教育・保育及び特定地域型保育事業に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。
- 2 「常勤保育士」とは、1日につき6時間以上、かつ1月につき20日以上継続して雇用されている保育士をいう。
- 3 「入所子ども」とは、月の初日に保育所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所を利用している支給認定子どもをいう。
- 4 乳児途中入所促進事業は、4月、5月及び6月を対象月とし、当該事業における補助金の額は、年額882,000円を限度とする。
- 5 「乳児」とは、入所子どものうち子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当するものをいう。
- 6 「未充足乳児数」とは、前年度3月1日の乳児の数から対象月の乳児の数を減じて得た数をいう。ただし、対象月における乳児担当保育士等の数から公定価格の対象となる乳児担当保育士等の数を減じて得た数に3を乗じて得た数を限度とする。
- 7 「障害児」とは、入所子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児に該当するもの（当該障害児に準ずるものとして市長が認めるものを含む。）をいう。
- 8 特別給食提供事業は、入所子どものうち、2人以上の子どもがアレルギー等に対応した給食を必要とする場合に限る。
- 9 事業所内保育事業所における補助対象経費のうち、当該事業所内保育事業所を設置する事業者が雇用する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る経費は、除くものとする。

様式第1号（第5条関係）

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

和光市長 様

申請者兼請求者 所在地

名称

代表者名

印

施設名

（保育所等の名称）

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の種類 保育所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・幼稚園  
2 交付申請額 円  
3 交付申請額の内訳

建物賃借料補助事業		円
保育士人材確保促進事業		円
保育環境整備補助事業		円
低年齢児保育促進事業	1歳児担当保育士雇用事業	円
	乳児途中入所促進事業	円
障害児保育事業		円
アレルギー等対応特別給食提供事業		円
保育体制強化事業		円
子ども・子育て支援事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	円
	延長保育事業	円
	一時預かり事業	円
	病児保育事業	円
保育環境改善等事業		円

- 4 概算交付の希望 有 円 ・ 無

5 振込先

振込先金融機関	銀行			支店
	信用金庫			
	農協			
	預金種目		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考 口座名義人は、請求者と同じ名義に限る。



様式第2号（第6条関係）

文書記号第 号  
年 月 日

様

和光市長 印

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金を交付する。

1 交付決定額 円

2 交付決定額の内訳

建物賃借料補助事業		円
保育士人材確保促進事業		円
保育環境整備補助事業		円
低年齢児保育促進事業	1歳児担当保育士雇用事業	円
	乳児途中入所促進事業	円
障害児保育事業		円
アレルギー等対応特別給食提供事業		円
保育体制強化事業		円
子ども・子育て支援事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	円
	延長保育事業	円
	一時預かり事業	円
	病児保育事業	円
保育環境改善等事業		円

3 補助金の概算払の有無 有 円 ・ 無

4 概算払が有る場合、その条件

- (1) 補助金は、補助対象事業の経費として使用すること。
- (2) 補助対象事業が予定期間内に完了しない場合又は補助対象事業の実施が困難となった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、その指示を受けること。

補助金を交付しない。

理由（ ）

様式第3号（第7条関係）

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付申請事項変更承認申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者名 印  
施設名  
(保育所等の名称)

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた事項について変更があったので、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 添付書類
  - (1) 変更事項を証する書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

文書記号第 号  
年 月 日

様

和光市長 印

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付申請事項変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付申請事項の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更承認事項

2 承認年月日 年 月 日

様式第5号（第8条関係）

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金補助対象事業中止届出書

年 月 日

和光市長 様

届出者 所在地  
名称  
代表者名 印  
施設名  
(保育所等の名称)

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助対象事業を中止したので、  
下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の種類 保育所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・幼稚園

2 中止した補助対象事業

- 建物賃借料補助事業
- 保育士人材確保促進事業
- 保育環境整備補助事業
- 低年齢児保育促進事業
  - 1歳児担当保育士雇用事業
  - 乳児途中入所促進事業
- 障害児保育事業
- アレルギー等対応特別給食提供事業
- 保育体制強化事業
- 子ども・子育て支援事業
  - 実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - 延長保育事業
  - 一時預かり事業
  - 病児保育事業

3 中止の理由

( )

様式第6号（第9条関係）

（表）

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金請求書

年 月 日

和光市長 様

請求者 所在地  
名称  
代表者名 印  
施設名  
(保育所等の名称)

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助対象事業を終了したので、  
下記のとおり和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金を請求します。

記

- 1 施設の種類 保育所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・幼稚園
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金請求額 円
- 4 補助金請求額の内訳

建物賃借料補助事業		円
保育士人材確保促進事業		円
保育環境整備補助事業		円
低年齢児保育促進事業	1歳児担当保育士雇用事業	円
	乳児途中入所促進事業	円
障害児保育事業		円
アレルギー等対応特別給食提供事業		円
保育体制強化事業		円
子ども・子育て支援事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	円
	延長保育事業	円
	一時預かり事業	円
	病児保育事業	円
保育環境改善等事業		円

(裏)

5 振込先

振 込 先 金 融 機 関	銀行			支店
	信用金庫			
	農協			
	預金種目		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考 口座名義人は、請求者と同じ名義に限る。

6 添付書類

- (1) 補助対象事業の実績報告書
- (2) 補助対象事業の収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

文書記号第 号  
年 月 日

様

和光市長 印

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金の交付額については、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付確定額 事業 円

※ 請求の場合

2 補助金の交付予定日 年 月 日

※ 精算書の提出があった場合で、補助金の概算払額が交付確定額を超過していた場合

2 補助金の概算払額 事業 円

3 補助金の超過額 事業 円

4 納付期限 年 月 日

5 納付書 別紙のとおり

※ 精算書の提出があった場合で、補助金の概算払額が交付確定額より不足していた場合

2 補助金の概算払額 事業 円

3 補助金の不足額

4 補助金の交付予定日 年 月 日

様式第8号（第10条関係）

和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金精算書（兼請求書）

年 月 日

和光市長 様

精算者 所在地  
(請求者) 名称 印  
代表者の役職  
代表者の氏名 印  
施設名  
(保育所等の名称)  
担当者 氏名  
電話番号

年 月 日付けで概算払を受けた和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等補助金に係る補助対象事業が完了したので、下記のとおり精算し（、併せて請求し）ます。

記

1	補助金の交付決定額	事業	円
2	補助金の概算払額	事業	円
3	補助対象事業経費実績額	事業	円
4	補助金の精算（返還見込み額・請求額）	事業	円

※ 補助対象事業経費実績額が補助金の概算払額を超過していた場合で、その差額を請求する場合

5 振込先

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 農協			支店
	預金種目		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考 口座名義人は、請求者と同じ名義に限る。



様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第10条関係)